

令和4年度 第3回柳井市上下水道事業経営審議会

- 日 時 令和4年9月29日（木曜日） 午後2時～午後4時05分
- 場 所 柳井市役所401会議室
- 出席者 齊藤由里恵委員（会長）、西川義彦委員（副会長）、大藺正則委員、
川崎菊江委員、河内俊二委員、佐郷百恵委員、加川和弘委員、海田貴裕委員
- 欠席者 福永恵美子委員、中重聡美委員
- （事務局） 重村上下水道部長
水道課 齊郷課長、高石補佐、岡本主査、藤山主査
下水道課 酒井課長、秋元補佐、糸浴補佐、安達主査、河野主査、中川職員

○会議次第

- 1) 開会
- 2) 議題（1）水道事業について
 - ・将来予測とその対策について
 - ・料金算定の考え方について
 - ・財政計画について

（2）下水道事業の概要

 - ・将来予測とその対策について
 - ・使用料算定の考え方について
 - ・財政計画について
- 3) 閉会

○議事録

1) 開会

事務局： 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、ただいまより、令和4年度第3回柳井市上下水道事業経営審議会を開催いたします。また本日も新型コロナウイルスの感染対策のため、常時窓を開けて換気をしながらの審議となりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をいたします。まず、お配りしております資料を一覧にしております。資料一覧でございます。それから本日の審議会次第、座席表、柳井市上下水道事業経営審議会第3回水道事業、それから柳井市水道料金算定要領。資料一覧には柳井市水道事業算定要領と間違っておりました。訂正してお詫びいたします。次に、水道事業用語集（第3回審議会）でございます。それから柳井市上下水道事業経営審議会第3回下水道事業、下水道使用料見直しの考え方、柳井市下水道使用料算定要領、要領案、これも資料一覧では、下水道事業算定要領となっております。

それから、下水道資料用語集（第3回審議会）となっております。皆さん資料の方はお持ちいただきましたでしょうか。よろしいですか。なければ言っていなければ、こちらの方に予備もありますので、遠慮なさらず言っていただけたらと思います。

なお、今回も今審議会は公開となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思いますっております。そのために、皆さんをお待たせしましたけれども、時間を早めにはできません。丁度時間から始めるようになりますので、よろしくお願いします。

続きまして定足数についてご報告いたします。柳井市上下水道事業経営審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会は委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日は3名の委員の方がご欠席でございますので、10名中7名の出席で、定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。(欠席者のうち1名は遅れて出席。)

それでは早速議題に入っていただきたいと思います。会長、議事進行についてよろしくお願いします。

会 長： 本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日の議題は二つございます。水道事業について、そして下水道事業について、それぞれ経済予測を含めて内容が濃いといったような内容になると思いますが、皆様の建設的なご意見をいただけますようお願いいたします。

まず水道事業からですが、水道事業を30分ぐらいでその後が下水道事業という流れになるということで、下水道事業の割合がこれから少しずつ多くなっていくかと思しますのでよろしくお願いいたします。

ではまず、次第に沿いまして2)の議題(1)水道事業についてでございます。事務局をお願いいたします。

事務局： [別紙資料にて説明]

会 長： ありがとうございます。ただいま事務局から将来予測とその対策についてということと、料金の算定をする上での算定の流れ、また、その一つである財政計画、策定するにあたっての留意事項、収益的収支、資本的収支についてのご説明をいただきました。

皆様からご意見等頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。何か意見等ある方いらっしゃいますでしょうか。

委 員： 1点、5ページ目ですけれど、有収水量の予測ですが、令和1年、2年、3年を見ると、大体270万ぐらいなのかなということに対して、令和4年が一気に下がって、その後、人口で下がっていくのだと思うのですが、前回(2回目)の資料を見ると下がっている感じが見られない。なぜ、令和4年からこんなに下がる予想がされているのか、教えていただければと思います。

会 長： 事務局からお願いします。

事務局： ただ今の質問につきまして、令和4年度の予測数値につきましては、令和4年度の予算数値を基にした予測値です。令和4年度の予算におきまして、コロナ等の影響の異常値としてとらえるというふうに考えまして、令和2年3年の状況を増加等の要因とは捉えずに、令和元年度以降のなだらかな減少傾向が続くものとして、計上させていただいたので、令和4年の数値が下がったというところでございます。

実際には多少低く見積もりすぎた部分もあるというふうに考えておりますので、その点については、次回、実際に財政計画をお示しするにあたっては、見直す必要があるというふうには考えています。

委員： ありがとうございます。有収水量の予測がこれだけ下がると結局収益が見込めないという形になるので、結果として、料金の話にも反映されてくると思うんです。ここは、どこまで適切か分かりませんが、もう一度整理していただけたらと思います。

会長： 確かに、令和1年度と例えば4年度はそのまま直線で引いてしまっても、その部分の傾きは他のところよりは大きいかなというところは若干気になります。

今の令和4年度をどういうふうに私たちが見るかというところが多分重要で、今もコロナ禍の影響を受けていて、有収水量に影響を与えているというふうに見るのか、ある程度平時に戻ったみたいな形で見えるのか、というところで結構違ってくるのかなというところは、もう一度ご検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

委員： 今の有収水量の話ですが、5ページの場合は令和4年で250万 m^3 を下回るような予想になっているのに対し、実際、財政計画の14ページ、令和4年は257万8000 m^3 で計算されていますので、この辺の資料に何か違いがあるかなという感じはいたしました。

それから、7ページですが、老朽施設の更新で水越ポンプ場の更新計画がないということは、前回、参加の時にもお尋ねしたんですけど、要は広域水道から直接受水することで水越ポンプ場が必要なくなるという解釈でよろしいですね。

事務局： 7ページの柳井第2配水池というところに注入点の変更というものがございまして、今年度から工事を実施しております。広域水道から直接受水することで、水越ポンプ場が使われなくなるということで更新をしないというふうに考えております。

会長： 私からですが、11ページのところで、収益的収支の職員給与ということで、この職員給与には退職金等も含まれていて算定要領を見ると、合理的に、特に退職給付費は合理的に見積もらなければならないというようなところがあるんですが、来年度2023年4月から定年引き上げというのがありますので、来年度は、定年退職者はいないとしていいということになるんですよね。その事は何かを考慮しなくても問題ないのか、またそこまで影響ないという話なのかちょっと分からないんですが、そこはいかがでしょう。

事務局： 予算上に上げるときにはおしなべて毎年積み上げていくような数字になっていくのですが、定年延長で退職給付費が総額で上がっていくところまで計算はとてもしきれていません。

会長： そう思ったら上がっていくんですか。ちょっとそこを私もよく分かっていないところで、そこだけ確認だけ、多分やっぱり1人退職者がどの年にいるかみたいなところで計算をされているのだと思うんですけど。ちょっとずれても、トータルでは問題ないんですか。

事務局： 補足させていただくと、水道、下水道もそうなんですけれども、退職手当については、退職された年に、退職手当を退職された方にお支払いするんですけども、事業としましては引当金に積むという形で、先ほど説明したおしなべて負担を積み上げていくという形で引当金から直接お支払いするという考え方をとっております。

なので、退職者が出る出ないにかかわらず、費用としては毎年積んでいくという考え方で整理させていただいているという考え方です。

会長： （定年）引き上げに関する影響はないですか。

事務局： ちょっと私どもの方で人事関係の計算云々というのは、つかさどっているわけじゃなくて。

会 長： だからその分、積立額が多くしなければいけないとか、そこだけ確認をしていただいて、もしかしたら影響が出てしまうのか、または出ないのか、ちょっと分からないですが、若干そこだけ気になるかなと思いました。

事務局： 基本的には定年退職の前に、その年の3月31日、全員退職したと仮定したときに必要な額と前年度までに積み立てた額との差額を積んでいくという考え方なので、大きな影響が出るとは思ってはいないんですが、詳しい数字を持ち合わせているわけでございませんで、それについてはまた次回以降ということでお願いできたらと思います。

会 長： あまりそういう影響は出ないかなとは思いますが、念のため確認をお願いします。他はいかがでしょうか。

委 員： 柳井市の水道事業経営戦略を見たんですが、徹底した効率化とか健全化に取り組んでいきますということで、これまでどのような取り組みというか、実施してきたのかっていうところが、もしあれば教えていただけたらと思います。

事務局： まず一番大きなところは、現在の水道課の隣に柳井市上下水道料金お客様センターという窓口業務がございしますが、その包括外部を民間委託に発注しております。それで職員数を大幅に削減してきております。その後、下水道の使用料等の一体徴収を始めしています。

それから隣の周防大島町とも共同で窓口業務を開始しておりまして、周防大島町からも費用を負担してもらっています。

それから、今現在、まだ先は見えていませんけども、やはり柳井地域については、水道料金がどこも高料金であるということから、柳井市それから周防大島町、田布施町、平生町、上関町と広域連携の取り組みをしていくという。この中で、例えばメーター器の一括購入であるとか、薬品の一体購入をすることによってスケールメリットをだすというような取り組みもしてきております。

それから、今後については、今、事業統合、経営統合ができないかというところでの検討もしてきております。それから、柳井広域水道企業団からの送水管を利用して、マイクロ水力発電というものも取り組んでいまして、金額的には少ない金額ですけども、少しでも費用になればということで取り組んでいます。

会 長： それでは水道に関しましては料金算定の流れというところで財政計画を策定し、料金水準の算定や料金体系の設定というような流れに入っていくと、一連のところで、ご理解いただいたということでよろしかったでしょうか。

料金算定に関しましては要領を既に作られていまして、これも特に現時点で変えるところもないです。なのでこれに伴ってやっていくという形になろうかと思います。皆様の方で、お気づきになった点とかございましたら事務局の方までご質問等いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、2)の議題(1)水道事業については以上とさせていただきます。続いては下水道事業に入るわけですが、ここで、準備と合わせて休憩をとらせていただきたいと思います。

思いますので、中途半端になってしまいますが14時40分から開始ということにさせていただきます。よろしくお願いします。

会 長： では、会議を再開させていただきます。

続きまして、2) 議題の(2) 下水道事業についてでございます。初めに、将来予測とその対策について、事務局から説明をお願いいたします。少しそこで説明いただきましたら、また少し休憩を入れて次に進んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局： [資料により説明]

会 長： ありがとうございます。ただいま、将来予測とその対策というところで、老朽化の対策、そして処理区域の人口ですとか、下水道普及率の予測、そして経費の削減というところで、これまで行ってきたことに対して説明していただきました。

ここで少し休憩を入れたいと思います。その前に忘れないうちに何か確認しておきたいこととか、ありましたら今のうちにいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

そうしましたら、ここのご意見ですとかご質問は、また次のときにいただきたいと思いますので、少し休憩を5分程度入れたいと思います。15時5分から始めたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長： では再開をさせていただきます。引き続きまして下水道事業について、使用料算定の考え方について事務局より説明をお願いします。

事務局： [資料により説明]

会 長： ありがとうございます。

ただいま、下水道事業につきまして、料金算定の考え方の流れ、そして財政計画についても説明いただきました。先に将来予測についても説明いただいていますので、下水道事業全般について、皆様からご質問ですとかご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

委 員： ページでいうと、17 ページ、18 ページなのですが、今まで改定された中で、基本料金の改定と使用量によつての改正があるんですけど、基本料金が基本的に同じであったり、18 ページの 22 年度の改定であれば基本料金が下がっていたり、また 17 ページの改定であれば、一般汚水ですけど上がっているんですけど、その辺は何か基本的な考え方があるんですか。

基本料金の考え方とか、あと使う量によつての上げ幅とか全体を決めて、その中を割り振りしてるといふような考え方でよろしいですか。それから、合併があったので、それに併せて大畠と柳井で合わしましたよといふようなことなのですか。ちょっとよく分からないので教えていただきたいと思います。

事務局： 17 ページの公共下水道の話からさせていただきます。公共下水道については先ほど説明にありましたとおり、平成 6 年供用開始、その当時に設定した金額っていうのが、改定前の金額でございます。それを平成 11 年の時に改定させていただくことによりまして、上の左上の表の囲みの中に書いてありますけれども、平成 15 年度までに見込まれる汚水処理維持管理経費の 74% を使用料で賄うという計画のもとに基本料金と超過料金、

それぞれを設定しております。

基本料金につきましては、1回目でも説明させていただきましたが、その水量の範囲内においては同額をご負担いただくという形でこれを使用料体系についても全国的に同じような感じで動いているというふうに聞いております。

18 ページの方の話ですけど、大島地区、農業集落排水の大島地区の話をピックアップさせていただいたものになります。これを囲み記事の方に書いているんですけども、旧柳井市と旧大島町で使用料の格差というのがございまして、これを市町村合併の際に調整することとされておりました。

これを2段階に分けて柳井市の公共下水道の使用料体系に合わせるという改定を行う過程の中で、基本料金を19年の時はそのまま、それを22年で値下げする。

一方で超過料金については、超過水量区分に応じた改定をそれぞれ行うことで、トータルとして15%弱の改定をし、公共下水と農業集落排水の使用料体系をそれぞれ体系として設定しているんですが、同じ使用料体系に合わせたというふうなご理解をしていただければと思います。以上でございます。

会 長： 今、ご説明いただいたところで例えば18ページなのですが、区分が農業集落排水はまだ80m³を超えるものっていうのがあるんでしょうか？それともちょっと分かりやすくするために残しているだけですか？

事務局： 分かりやすくするために残してあります。

会 長： では、今は公共下水道、農業集落排水、共に区分の幅とか金額一緒っていうことで良いですか？

事務局： はい。同じです。

会 長： その他皆様からはいかがでしょうか。

私からすみません。22ページからの財政計画の策定にあたってというところなのですが、基本的には資本的収支に関してはある程度、例えば補助金とか出資金とか含めて、基準があったりとかしますので、資本的収入、そして資本的支出に関してもある程度その決まった額をコントロールできるというか、ある程度、予測しやすいというような理解でよろしかったでしょうか。

事務局： そうです。

会 長： そうすると、収益的収支のところ、有収水量の予測とか、あとは収益的支出の方の維持管理経費の物価上昇分はどういうふうに検討するかであったり、支払利息というところがある程度、上手い形で予測していかないといけないっていう理解で良いのですか？

事務局： 資料24ページでお示しさせていただいている維持管理費用、資本費用につきましては、22ページに書いてあるとおりで、維持管理費用については目的別に算定はしてるんですけども、個別に積み上げ方式で集計しているということでございます。

その中で、会長がおっしゃったとおり、物価上昇分というところが、一定程度影響が出るのかなっていう話があるかと思います。もう一点、資本費用につきましては、社会情勢の関係もありますけど、借入期間の最長40年というのが下水道事業で認められて

おりますので、その分、借りられる限度一杯まで借りさせていただく形で、その中の借入利率は、その対象借入期間で一定ということで、国の方の条件がありますので、それを参考に金額支払利息額は、算定させていただいているということでございます。

会 長： そうすると変動するということを考えると、有収水量と物価上昇分をどう考えるかっていうところに尽きるのですか。

事務局： 有収水量につきましても、今後の予測に基づいて現行使用料体系でいいところということが、協議の中で、次回以降、これ下水道事業全体でお示ししていますので、公共下水道の部分についてピックアップさせていただいたものをお示しした中で、使用料の検討に入っていただければというふうに考えております。維持管理費用につきましては下水道事業の水道事業もそうなんですけれども、施設、整備、装置が多大なものがあります。

その固定経費というものがもうほぼ全経費の 8 割 9 割ぐらい占めているという中で、なかなかここをどういうに見ていくかという、だいたい固まってきてしまうというのが実情であります。その中で、支払利息っていうのはその分がどのくらい上がるかっていうところの観点になってくるんじゃないかというふうにこちらは理解しております。

その前提でこの数字は積み上げているというふうにご理解いただければ思います。

委 員： 先ほどの 17 ページの料金改定の整理なんですけど、汚水処理の維持管理費の 74%を基準ってことですが、何か根拠とか出典とかって 74%にするのは当時あったのですか。

事務局： 当時の改定資料からピックアップしておりまして、2 回までの資料でご説明させていただいたと思うんですけども、下水道使用料対象経費としてカウントするのは、維持管理経費と資本費になります。ですが、その当時につきましても資本比率については一般会計からの繰り入れで賄わざるを得ない状況。その当時、供用開始から 5 年たっておりまして、もう 5 年経った時にどのぐらいの方がご利用いただけるかということを想定しながら、相応の負担を使用料としてお願いしたいということから、結果として 74%になったというふうな理解でおるんですけれども、それ以上の数字とか経過というのは、すみません、ちょっと資料を持ち合わせてないので分かりかねるところでございます。

会 長： だから 74%の根拠っていうのはよく分からない？

事務局： 計算した結果だとは思いますが。

会 長： なるほど。

委 員： 結果的に改定後も使用料でこれぐらいいただかなければならないと。それを逆算すると 74%ぐらいになったということなんですか。

事務局： 汚水処理経費に対して使用料との兼ね合いの中で計算した結果とは思いますが、ちょっと細かいところの積み上げというのが、もうこれ 20 年近く前の話でありますので申し訳ございません。結果しかわからないということでご理解いただければと思います。

委 員： もう 1 回、8 ページなんですけども、現在の全体計画が 911ha、これが恐らく今年度、

来年度で全体計画の見直しで 480ha、約半減するんですが、これはあくまで国からの指導による令和 8 年で 95%、12 年で概成という指導のもとに逆算すると、このぐらいにしないと全体計画をこの程度にしないと達成できないからと、いうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

事務局： 逆算して 480ha になるという言い方ではなく、今から国の方で言えば 8 年度までに改正しなさいよというふうに求めてきているというところで、柳井市ではそれに向けて、経済的比較、個別処理と集合処理とでどちらが経済的にペイする地区・区域になるのかというのを、改めて精査した結果でやっていく。ここまでは柳井市としてもやりたいという部分の区域もございます。そういった部分をあてはめていきながら、区域の見直しをしたところ、令和 8 年度 91.2%までしか行ってませんけども、12 年には 97.2%でほぼ概成していきたいというふうにしたところ、480ha 程度の全体計画の面積になったというふうに捉えていただければと考えております。

会 長： すいません。91.2%っていう目標が最初にあって、そこから逆算していくと 480ha に見直すっていうことがあって、そのために集合処理か個別処理かの経済比較を行うっていうステップでいいんですか。

事務局： 集合処理と個別処理をどちらが経済比較をしたときにペイできるかということが最初でございます。浄化センターから徐々に広げていくわけでございますので、家と家との間が離れている集落については個別処理の方がお得になりますよ。家が密集している箇所につきましては、集合処理の方がお得になりますよ。浄化センターのところから徐々に管を繋げて広げていくことになりますので、遠くに集合処理に適している集落があったとしても、その間が何もなければ、離れている集合処理に適した区域についても、個別処理が有利になってくるといような見直しをしておりますので、最初に集合処理と個別処理で維持管理等、設置費等やっていたときに、どこで均衡点というのが現れるのかというのを最初に見積もっています。

会 長： わかりました。多分、委員が質問されたのは、この 8 ページの上に経済比較を行うということで、これが多分これから行っていくだろうと思われてたのですが、そこをもう行ったっていうことで良いですか。もしこれから行っていくなれば、ある程度やっぱり目標っていうのは事務局側は持っていると思うんだけど、例えばこれを外に出すときには、なんか目標ありきで進めてるっていうか、やっぱステップが先ほど後ろからステップになってませんかっていう質問をしたのですが、そういうふうに読み取れるので、ここら辺の出し方っていうのを私もどういうふうにすればいいかわかりませんが、これだともうすでにある程度、未普及地域をどうするかっていうのが決まっていて、事務局側はある程度持ち合わせてはいるのでしょうけど、この経済比較を行い、やっていくっていうことの整合性というか。

事務局： その辺につきましては、昨年度、市の方で見直しをしております。本年度、都市計画決定をするために、市の審議会にかけて来年度の 5 年度には認可変更の方へいくということに計画では、予定ではなっているところで。市の方のとしての対象を個別にするのか、集合にするのかは終わってというのは終わっております。

会 長： 分かりました。都市計画審議会でしたか？

事務局： はい。

会 長： 決定されれば見直しされてもここで決定するっていうことですね。

事務局： 法的に決定するということです。

会 長： そのときには、今の段階でこの数字っていうのは出しておいた方がいいのか、ない方がいいのか、例えばこれってでも、外部にはあまり出ない資料ですか。例えばそういう見方をされてしまう。まだ決まってもいないのにというところもあるかもしれないし、なんかちょっとでも予定と書いてあるからいいんですか。どうなのでしょう。

委 員： あくまで経済比較を汚水処理をする上で、経済比較して柳井市浄化センターで処理した方が経費が安価であるというところを取りまとめて線を引いたら、大体、全体計画の480ha ぐらいになるよということ。

事務局： そうです。

委 員： それより外側はもう個別処理された方が経済的ですよという判断に達したと。そういうことで、今回、全体計画の911ha を480ha に縮小するという都市計画決定の変更を行う準備をしているということでしょうか。

事務局： はい。そうです。見直しにつきましては市のホームページにも出ております。ですので、変な数字とか概算の数字ではないです。

会 長： そうするとこの8 ページの一番上の文章「行い」というところが、もう既にある程度進んでいるのなら、ちょっと分かりやすくされるのが一つかなと思います。例えば都市計画決定の、決定後に集合処理を行う地域を段階的に分けて整備を進めます。みたいなところを一つ入れるか、なんかちょっとこうされたらいいかもしれません。またご検討いただければと思います。

委 員： すみません。8 ページの件ですけど、全体計画には911ha とあるのですが、第1 回の下水道事業の資料9 ページですけど、公共下水道事業事業計画面積556ha と書いてありまして、整備率は58.7%と記載してあるのですが、それとこの911ha とか556ha は違うのですか。

事務局： 今、全体として計画が911ha です。

委 員： 全体というのは何と何になるのでしょうか。公共下水道っていう枠か何かと思っていたのですが。

事務局： 公共下水道事業と、一番外枠の全体計画区域というのがありまして、その中に事業計画区域といって、認可をいただいている区域がございます。その中で整備が終わったところが、整備済み区域。というふうになってまいりますので、全体区域につきましては、それを全部が事業認可をいただいている区域はないということになります。

委 員： 第1 回の資料でいくと、公共下水道が556ha で農業集落排水事業が184ha、合わせて事業計画面積が740ha と書いていまして、これは事業計画決定をもらっているのがこれだけで、あと決定をもらってない。実際にはまだ740ha ではなく、911ha っていう全体計画があって、その中で事業計画をもらっているのが740ha ぐらい。

事務局： 事業計画面積としては556ha で認可をいただいている。

委 員： こっちはやはり公共下水道として 911ha が全体像としてあって。

事務局： そうです。

委 員： 分かりました。事業計画としては 556ha を今決定している。

事務局： 今現在はそういうことです。この度の見直しで全体計画と事業計画区域が同じ面積になるという形になります。

委 員： 説明があったかと思うんですけど、24 ページの中で国庫補助金については、令和 8 年度で終了ってということなんですけど、その 8 年までにそういった計画を作って、もう国の補助金はなくなりますということでもいいんですか。

考え方として。それと令和 4 年度が 750 万の補助金があるんですが、それから一律の 200 万にずっとなっているんですけど、それはそれとしても、これは確定した補助金という考え方でよろしいんですか。

事務局： この国庫補助金というのは、維持管理費用の一般管理費でやる事業に対する国庫補助金としていただける予定としている額を入れているっていう意味でございまして、事業に対しての国の補助金っていう意味合いでございします。補助金についてはもう一つ、資本的収支の方にも補助金っていうのは入れてありまして、建設改良を行うときに、約半分を事業費の半分について、国からの補助をいただいているという 2 種類があります。これが 8 年度までなくなるっていう意味ではございません。

下水道事業を行う事に対しての補助金自体は続いていく認識でありまして、それを収益的収支で整理するのか、資本的収支で整理するかの違いで、3 年度に 750 万ほどの補助金をいただいて、一般管理費の方で事業を行っていることもありましたというふうにご認識をいただければと思います。

委 員： 9 ページのところで、下水道普及率と書いてあるんですけど、農業集落排水、公共下水が変わらなくて、区域外人口というか結局人口が減っていったら普及率が上がっていく、相対的に上がっていくのですか。

事務局： 農業集落排水事業につきましては、面整備的な事業はもう終了していますので農業集落排水区域につきましては、市街地でない箇所になりますので、人口の減というのも市街地と比べると厳しいのではないかと考えられます。

人口減がずっと続いていくという恰好になると思われれます。公共下水道につきましては、面整備はやっていくんですけども、それを上回る速度で人口は少なくなっていくという近年そういった状態がずっと続いてきておりますので、こういったグラフのようになっています。

面整備をしていきますと、その年に次の年にすぐというふうにはいきませんが接続は徐々にしていただけるのではないかという形になってまいります。この表でいくと 12 年度まで一生懸命面整備していきますけど、ほぼ概成を目標としておりますので、それまでは未普及対策がずっと上がってきていきますけども、それから後は、伸びが少なくなっていくグラフになってまいります。

委 員： 人口の減りで将来的に見てみるとかなり減少的で、それなら料金を上げたらいいのではないか、とは簡単にはいかない。何か抜本的に変えていかないと中々改善しないのか

など。ただ、インフラとして必要でしょうし。いろんな配管とかはそうとう老朽化していると教えていただいていますけど、それは実際、将来的にどうなっていくのでしょうか。配管の修繕ができない事態を想定されているかどうか。

事務局： 下水道の管路につきましては、一般的に言われる耐用年数としましては、10年20年もう少し先になっていますので、そこら辺りで管渠の更新を行っていかなければいけないと思います。それより必要なのは施設、機械、電気の方ですね。こちらはもう耐用年数がきておりますので、こちらの方の更新をまず最初に行わなければならないと考えております。

委員： 財源というのはあるのですか。

事務局： 企業会計になったのが令和2年になったばかりですので、それより前の積み重ねというものは全く無い状態で、当然水道のように積み立ても全然できない、言ったら一般会計からの繰り入れで財政を保っているような状態でございます。収益が上がって、それを積み立てて維持費に回したり、起債をせずにそちらの賄う積立金があればいいんですけど、当面下水道の方で積み立てできないという状況の中で、一般会計からの繰入金に頼っているのが現状です。

委員： 全体を聞かせていただいて、数字を見ても、赤字、これから先も赤字になるのではないかなと思って、やっぱり施設を維持していくのに管理費とか、それから経費もかかりますし、今、言われた老朽管もありますし、それから、耐用年数とかで傷みもあると思います。

今のこの時代、いろんなところでどこにいても水を買う時代ではないというし、いろんな節水の普及とかもいろいろありますし、これから先、もし赤字になるのだったら、やっぱり値上げされるのだったら、私達、主婦からすると急に上がってもらいと困るので、そのこのところはちょっと考えた方がいいかな。時期的にですね。

事務局： その辺のところは今から資料等お示しさせていただきながら、審議会の中で検討していただいて、方向性の方をだしていただけたらと思います。

委員： 私は水道とか下水は使っていない立場でいさせていただいて、審議会に参加することによって、水のことをちょっと考えるようになったんだと思います。

先般、静岡で大規模な水害、すごい水に困っているっていう映像を見て、今までだったら大変なことが起きたんだねっていうぐらいの感じで、視聴者っぽく見ていたのが、この立場で考えたら、これがここ柳井市で起きた時に、すごい経費がかかるのだろうな、その時の予算をしっかりと確保しとかなないといけないだろうなっていう、立場的にちょっと違った目で見られるようになった。

それと値上げっていうのをいきなりっていうのは、先ほどおっしゃったように難しいかもしれないけど、今後のことを考えたときに、人口や経費のことを考えたときには、多少の値上げはやった方がいいのかなっていうのは考えないといけないなと思いました。

会長： それでは、第3回審議会の議事も一応ここまでとしたいと思います。また4日目以降で協議することもそれぞれ説明いただきました。

算定要領ですとか、使用料算定の考え方について、赤字で示していただいた部分のと

ころで、4 回目以降に審議というところも書いていただいていますので、また皆さんも資料に目を通して、こちらの意見も 4 回目以降でいただきますようお願いします。若干、予定時刻を超えておりますが、第 3 回の審議会は以上とさせていただきます。

それでは事務局の方にお返しいたします。

事務局： 会長には議事進行、誠にありがとうございました。また委員の皆様には大変お疲れさまでした。次回は 10 月 24 日月曜日の午後 2 時から、場所は 3 階の大会議室となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それと先ほども説明にございましたように、次回は資料に書いてあるものと少し変更しまして、早稲田大学准教授で地方公共団体の経営財務アドバイザーとして全国で活躍されていらっしゃいます、佐藤裕弥先生よりご講演をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和 4 年度第 3 回柳井市上下水道事業経営審議会を閉会いたします。現在、秋の交通安全運動を実施しておりますので、お帰りの際は十分に車の運転に気を付けてお帰りください。

本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 5 分終了